



クちゃん新聞

12月号



HPアクセス数が伸びています。
ありがとうございます！

平成18年11月27日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

より一言 「私と仕事、どっちが大事？」はなぜ間違いか？という本を読みました。谷原さんという弁護士さんの本で、論理的な話し方の技術について、書かれていました。いろんな場面や会話が例として紹介されていました。相手の話の論理的でない部分をついていくと、この会話がこのように変わりますね、という形も紹介されていました。

「私と仕事、どっちが大事？」・・・は、その例の一つとして紹介され、その質問の論理的でない部分を指摘していました。「私とあの子とどっちを選ぶのかははっきりして」ならば、選択肢にあがっている2つが、同類であるので質問としては成立している。が、仕事と恋人(妻)は同類ではない。また、人が使う時間は、睡眠・食事・趣味・付き合い・雑用などいろいろあるので、仕事のための時間と恋人と過ごす時間の二者択一にはなりません。

が、この質問に対して、このように理屈を言っただけ、まったく仕方がないことです。ですので、状況をよく考えて人間関係まで壊すことのないようにしましょう、なんてことも書いてはりました。その他の例もおもしろく読ませていただきました。

ところで昨年会計人自習塾でお世話になりましたカリスマ会計士の天野隆先生に教えていただいたこの質問に対する模範回答はコレ。「さみしい思いをさせてゴメンね」なるほど～。

◆税務情報

平成19年度以降の所得税、住民税の税率変更について

前号では、所得税・住民税の「定率減税の廃止」についてお知らせ致しましたが、それに加えて平成19年度以降は所得税及び個人住民税の税率が変更となります。この変更により、所得税(国)から個人住民税(地方)への3兆円の税源移譲が行なわれ、地方分権を推進するために使われます。

＝ 所得税・個人住民税 税額速算表 ＝

改正前(～H. 18. 12/31迄)		改正後(H. 19. 1/1～)	
課税所得金額 (A)	税額	課税所得金額 (A)	税額
330万円以下	(A) × 10%	195万円以下	(A) × 5%
		195万円超～ 330万円以下	(A) × 10% - 97,500円
330万円超～ 900万円以下	(A) × 20% - 330,000円	330万円超～ 695万円以下	(A) × 20% - 427,500円
		695万円超～ 900万円以下	(A) × 23% - 636,000円
900万円超～ 1,800万円以下	(A) × 30% - 1,230,000円	900万円超～ 1,800万円以下	(A) × 33% - 1,536,000円
1,800万円超	(A) × 37% - 2,490,000円	1,800万円超	(A) × 40% - 2,796,000円

課税所得金額 (A)	道府県民税額		課税所得金額 (A)		道府県	市町村
	道府県	市町村	道府県	市町村		
200万円以下	(A) × 2%	(A) × 3%	200万円以下	一律 4%	一律 6%	
200万円超～ 700万円以下		(A) × 8% - 10万円	200万円超～ 700万円以下			
700万円超	(A) × 3% - 7万円	(A) × 10% - 24万円	700万円超			

※課税所得金額によっては、改正前と比べ、改正後の所得税額が減少しますが、住民税額が増加することにより、納税者の負担額(所得税と住民税の合計)は極力変わらないように配慮されています。

◆H. 19年1月より「源泉徴収税額」が変わります！！

平成19年分以後の所得税について、所得税率の見直し及び定率減税が廃止となります。それに伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が改められることとなりました。

※「平成18年1月以降分 源泉徴収税額表」とは「税額」が異なっていますのでご注意ください。

★「平成19年度1月以降分 源泉徴収税額表」は、税務署から送付されている『年末調整のお知らせ』に同封されておりますのでそちらをご参照下さい。

担当: 大塚

◆経費削減アクションプラン

早いもので、今年も残すところあと1ヶ月となりました。メールが普及し、新年の挨拶はメールで！という方もいらっしゃると思いますが年賀状の良さもあり、まだまだ年賀状の需要は高いですね。早い方はそろそろ年賀状の作成をされる方もいらっしゃるかと思います。慎重に書いていても、書き損じの年賀状は1枚や2枚は出てくるのではないのでしょうか？書き損じや使い残しの年賀状・ハガキは郵便局に持って行けば、1枚につき5円の手数料で新しいものに交換出来ます。

詳しくは下記HPにて
http://www.post.japanpost.jp/kitte_hagaki/hagaki/kaki_sonji/index.html

担当: 大塚

◆税務スケジュール(12月)

法人	その他	連絡
1/4 <18年10月決算法人>確定申告・納付	11 11月分 源泉所得税納付	年末調整の時期です 「給与所得の保険料控除の申告書」及び、控除証明書等 年末調整資料を 回収してください
1/4 <18年10月決算法人>消費税申告・納付	11 特別徴収 11月分住民税納付	
1/4 <4月決算法人>中間(予定)申告・納付	11 特別徴収納付 6～11月分住民税納付	
1/4 <4月決算法人>消費税中間申告・納付	25 固定資産税第3期分納付(※)	

※ 固定資産税について: 自治体により納期限が違ふ場合がございます 念のために管轄の自治体へご確認ください

担当: 岡村

◆経理合理化のススメ

「みなさんは、もう既にインターネットバンキングをご利用でしょうか？」
25日や月末などの支払日に、銀行に行くと、窓口は大変混み合っていると思います。毎月、銀行への往復時間と待ち時間に何時間くらい費やしていますか？また、その時間を把握されていますか？



そこで提案です！ **もう銀行に行くのはやめましょう！！**

インターネットバンキングなら、御社のパソコンから振込作業を行うことができます。一度ご検討いただければと思います。

※ただしパスワードなどの運用管理には充分にお気をつけください。

担当: 荒田

◆お客様紹介

株式会社 コダマ 様



※さらに、詳しい情報は、
当事務所HP→
「お客様の声」をご覧ください。



1) 会社情報
① 設立日: 平成13年7月3日
② 事業内容: メッキ加工業
③ 代表取締役 児玉 昌弘
④ URL: <http://www.fm-007.com/>

2) どんな会社？
とても活気がある会社です。昌弘社長の経営に対する考え方は中小企業の社長の鑑ともいえると思います。常に前進を意識し、その時その時にあった決断で何度となく苦境を乗り越えてこられました。税理士を始め、外部の専門家の使い方がとても上手です。「急所(ポイント)は何か」を常に考えておられます。この社長をサポートする奥様満智子さん、長女益子さん、長男義弘さん、次男昌孝さん。それぞれご担当する部署で力強く社長をバックアップしておられます。これから世代交代に備えて、昌弘社長の「社長人生の総決算」を迎えられますが、少しでもそのお手伝いが出来ればと思っています。

3) 徳野会計(徳野)へのコメント
近年お客様の要望が、スピード化されてきており、月次決算やその他の資料を見ながら判断しなければならない問題が多々発生してまいりました。そういった意味でも、徳野先生にさまざまなアドバイスを頂戴し、大変感謝しております。荒田さんの前向きな熱心さもビジネス伝わってきて、本当にありがたいです。これからもどうぞ宜しくお願いします。

4) 自社アピール
当社は、さまざまな表面処理(めっき)をおこなっております。ISO9001取得や、経営革新計画の承認なども取り、少しでもお客様のお役に立てる様、めっきの技術開発に力を入れております。1級めっき技能士の資格者も2名在籍していることもあり、当社のホームページは、各企業さまのめっき相談窓口としてご利用いただいております。

担当: 徳野

◆スタッフ紹介

こんにちは、徳野久美です。
徳野の妻になってから、10月で11年になりました。いつまでも、若いつもりですが、時間はどんどん過ぎていっているのですね、早いものです。恐ろしい！！息子も6歳になり、「やっとなんかになってきたわあ」と思っていましたら、二人目を授かりまして、12月末に出産予定です。スイカのようなお腹になりまして、なにをするのも「ヨッコラショ」の掛け声がないと動けない状態です。一人目の時はもう少し元気だったような気がしてやっぱり自分の年齢を再確認する悲しい今日この頃です。今通っている産院は設備が充実しており、LDRと言って陣痛室と分娩室が一緒に移動しなくてよかったです。入院期間中に祝いでフレンチのコースが出たり、退院時には美容師さんが髪を綺麗にしてくれたり、至れり尽くせりらしいです。(一人目は総合病院でしたので、普通の入院生活でした。)

入院生活は、今から少し楽しみです。あと出産までもう少し、元気な赤ちゃんが生まれますよう心身ともに健康にすごしたいと思っています。



◆税金クイズ

先月に引き続き『消費税』についてのクイズです

Q.1 町内会のバザーで売上が20万円ありました。この場合の消費税の納税額は次のうちどれでしょうか？

①3%の6,000円 ②5%の10,000円 ③0円

Q.2 消費税が円未満(銭)の端数が出た場合の取扱いは次のうちどれでしょうか？

①円未満切り捨て ②円未満切り上げ ③販売側の判断による

〒120-0005 東京都目黒区目黒3-10-10 徳野会計事務所
TEL: 03-3481-1111 FAX: 03-3481-1112
E-MAIL: info@ft-tax.com

©2018 徳野会計事務所